

平成二十九年三月十日受領
答弁第一〇一〇一号

内閣衆質一九三第一〇一号

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣総理大臣の日本国憲法の改正発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣総理大臣の日本国憲法の改正発言に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十九年二月十日内閣衆質一九三第四三号）四から六までについてでお答えしたとおりである。